

○防火・防災教育担当資格者講習等の指定

(平成23年5月16日消防告示第1号)

改正経過 平成24年4月 消防告示第1号

平成25年1月 消防告示第2号

令和元年10月 消防告示第7号

神戸市火災予防条例（昭和37年4月1日条例第6号。以下「条例」という。）第50条の4の3第4項に規定する講習，条例第50条の4の3第5項を読み替えて準用する講習，神戸市火災予防規則（昭和37年6月27日規則第34号。以下「規則」という。）第7条の2第1項第2号に規定する講習及び規則第7条の5の読み替えて準用する講習を次のとおり指定する。

- 1 条例第50条の4の3第4項に規定する講習
 - (1) 講習の名称
防火教育担当資格者再講習
 - (2) 講習の実施機関の名称と住所
名称 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社
住所 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 2 条例第50条の4の3第5項の読み替えて準用する講習
 - (1) 講習の名称
防災教育担当資格者再講習
 - (2) 講習の実施機関の名称と住所
名称 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社
住所 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 規則第7条の2第1項第2号に規定する講習
 - (1) 講習の名称
防火教育担当資格者講習
 - (2) 講習の実施機関の名称と住所
名称 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社
住所 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 4 規則第7条の5の読み替えて準用する講習
 - (1) 講習の名称
防災教育担当資格者講習
 - (2) 講習の実施機関の名称と住所
名称 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社
住所 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号

附 則

- 1 この告示は，公布の日から施行する。
- 2 防災教育等を行うについて必要な知識及び技能を修得させるための講習の指定について（昭和59年10月消防告示第1号，改正平成6年7月12日）を廃止する。